

記 録

令 和 3 年 4 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年4月28日 (水)

令和3年4月農業委員会定例総会議事録

令和3年4月農業委員会定例総会を令和3年4月28日（水）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（9名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	9番	山本孝志
12番	寺原勝	13番	安藤嘉弥
14番	田原千春		

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（なし）

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	野別浩三
主任主事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 12番

日程第2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第27号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて

報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第18号 農地改良届について

報告第19号 取下書について

報告第20号 農地転用許可不要届について

報告第21号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第22号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

報告第23号 事務局職員の異動について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

3 番 印

1 2 番 印

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長	<p>それでは、ただいまから令和 3 年日向市農業委員会 4 月定例総会を開会します。</p> <p>まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 3 番委員、1 2 番委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、日程第 2、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 2 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>今回の説明については、審議時間の短縮を図るため、申請地、地目、地積、申請者の住所については省略させていただきます。ご了承ください。既に配付している資料をお読み取りください。</p> <p>受付番号 1 6 の案件について説明します。</p> <p>譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は規模拡大とありますが、譲受人は、実家のある諸塚村で 2, 3 2 3 m²の農地を耕作しています。今回、譲渡人から賃貸借権を設定して、この土地で、露地で果樹の栽培を行うため申請を行いました。</p> <p>続きまして、受付番号 1 7 の案件です。</p> <p>譲渡理由、譲受理由とも贈与です。市外に在住している譲渡人が農地を耕作できないため、譲受人に相談したところ、農地を譲り受けてもらえることになり、今回の申請となりました。</p> <p>続きまして、受付番号 1 8 の案件について説明します。</p> <p>譲渡理由、譲受理由ともに贈与です。こちらも市外に在住している譲渡人が農地を耕作できないため譲受人に相談したところ、農地を譲り受けてもらうことになり、今回の申請となりました。</p> <p>受付番号 1 9 の案件について説明します。</p> <p>譲渡理由、譲受理由ともに贈与です。こちらも市外に在住している譲渡人が農地を耕作できないため、譲受人に相談したところ、農地を譲り受けてもらえることになり、今回の申請となりました。</p> <p>受付番号 2 0 の案件について説明します。</p> <p>譲渡理由、譲受理由ともに贈与です。両方で農地の贈与について相談したところ、話がまとまり、今回の申請となりました。</p> <p>続きまして、受付番号 2 1 の案件について説明します。譲渡理由が相手方の要望、譲受理由が規模拡大です。既に譲受人が譲渡人から使用貸借で借りて露地野菜を栽培していましたが、農地法第 3 条の許可を受けていなかったため、今回の申請となりました。</p> <p>受付番号 2 2 の案件について説明します。</p> <p>譲渡理由が相手方の要望、譲受理由が規模拡大です。譲受人から譲渡人に農地を譲り受けたいと売買の相談をしたところ、話がまとまったため、今回の申請となりました。</p> <p>受付番号 2 3 の案件について説明します。</p> <p>譲渡理由、譲受理由ともに贈与です。譲渡人が高齢となり、譲受人に贈与するため、今回の申請となりました。</p> <p>受付番号 2 4 の案件について説明します。</p>

記 録

- 事務局 譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は新規就農です。譲受人は、自宅で栽培を行い、インターネットを通じて販売を行っていましたが、販売が拡張するに従い自宅では手狭となったため、ハウスを建設し、栽培するため譲渡人に相談したところ、賃貸借で農地が借りられるようになったため、今回の申請となりました。
- 以上、9件とも農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
- 皆様方のご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
- それでは、番号16及び番号23担当の3番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 3番委員 3番委員です。
- 今日欠席されています27番委員とも相談いたしました。2件とも問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
- 次に、番号17及び番号18担当の14番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 14番委員です。
- この2件とも身内、親族です。問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございました。
- 次に、番号19担当の6番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 6番委員 6番委員です。
- 別に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
- 次に、番号20担当の2番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 2番委員 2番委員。
- 特にありません。
- 議長 ありがとうございました。
- 次に、番号24担当の7番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 7番委員 7番委員。
- 問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
- それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
- ないようですのでお諮りします。
- 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 議案第24号「農地法第4条1項の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 受付番号3の案件について説明します。 申請地は日向市美々津町、地目は田、地積は1,002㎡のうちの270㎡の転用です。 申請人は、日向市美々津町で農業経営を行ってきましたが、今回、和牛の繁殖を始めるにあたり、牛舎の建設を計画していました。事前に農業畜産課へ農用区域の用途変更届を行い、農業委員会事務局にも199㎡以内の転用である農地用途変更届の相談を行っていました。しかし、3月末に牛舎が完成した後、転用面積を図ったところ199㎡を僅かながら超えていたことが分かり、申請人より事務局が相談を受けていました。申請人と相談したところ、やはり転用面積は超えているということであるので、追認申請となりますが、農地法4条の転用申請をするよう指導し、今回の申請となりました。 周辺は基盤整備が終了した農地であり、農用区域に該当します。本来なら転用許可はできませんが、農用区域の農業用施設用地として計画されているため、牛舎の建設であれば不許可の例外が該当します。 農地法4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺は、申請人の農地ですので、周辺農地への影響はありません。 また、転用面積が199㎡を超え、追認申請となったことへの始末書も提出されております。 皆様方のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、今日は17番委員が欠席しておりますので、この件につきほかに質疑はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりといたします。 以上です。 次に、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。 それぞれ事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 受付番号7の案件について説明します。 申請地は日向市東郷町、地目は田、地積は757㎡です。申請地の隣接地にある譲受人の現在の住居が築60年以上で、老朽化が進み、危険な状況になってきたため、譲渡人の農地を買い受け、農家住宅及び作業場を建築する目的で申請されたものです。取水は市道から配管し、排水については既存の合併浄化槽に配水します。周辺の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地の</p>

記 録

事務局 | ため、第2種農地に該当するものと考えられます。
農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺は譲受人の土地
ですので、農地への影響はないものと考えられます。
続きまして、受付番号8の案件について説明します。
申請地は、日向市東郷町、地目は畑、地積は132㎡です。譲受人は、申請
地の隣接地で会社を運営されていますが、会社内にある事務所が手狭となっ
てきたため、譲渡人の農地を買い受け、事務所・倉庫を建築する目的で申請さ
れたものです。転用は事務所と倉庫のみなので取水や排水はありません。その
ため、汚水や排水は出ません。周辺の農地の状況から、中山間地に存在する小
集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。
農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺は農地以外で
すので、農地の農地への影響はないものと考えられます。
以上2件、皆様のご審議をお願いします。

議長 | ありがとうございました。
それでは、番号7担当の12番委員から補足があれば、説明をお願いします。

12番委員 | 12番委員です。
私も現地を見せていただきましたけれども、問題ありません。

議長 | ありがとうございました。
次に、番号8担当の14番委員から、補足があれば説明をお願いします。

14番委員 | 14番委員。
去る17日に現地確認に行きましたところ、譲受人がたまたまおられて、い
ろいろ内容説明を聞いたところです。問題ないと思います。
以上です。

議長 | ありがとうございました。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はご
ざいませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 | ありがとうございました。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 | 事務局です。
受付番号8番の説明を行います。
受付年月日が令和3年3月31日。利用権の設定をする土地が日向市大字財
光寺外3筆で、田の合計が4筆の2,972㎡です。今回の申請については賃
貸借権の設定で、10年間の期間となっております。主に栽培は水稻を行う予
定でございます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、

記 録

事務局	<p>利用権の設定を受ける者が農地を借り受けることについては特に問題ないと思っております。</p> <p>続きまして、9番。受付年月日が令和3年4月15日。申請地は、日向市東郷町外4筆で、田の合計が2,108㎡です。こちらも賃貸借権の設定でありますが、以前、利用権設定を行っていた土地について、今回期間が到来したため更新を行うものでございます。期間は5年間、作物は水稲でございます。</p> <p>こちらも、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございます。</p> <p>受付番号の10番があります。</p> <p>受付年月日が令和3年4月15日。申請地が美々津町、地目が畑、面積が437㎡です。</p> <p>こちらの譲受人が経営される法人へ自身が所有する農地を使用貸借させて耕作しているものです。期間は5年間。こちらも、利用権設定の期間が到来したため更新を行う申請でございます。</p> <p>以上3件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号8担当の7番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番委員です。</p> <p>別に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号10担当の13番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
13番委員	<p>13番委員。</p> <p>事務局の説明したとおり更新するもので、別に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ほかにないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第27号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>受付番号の8番から14番ですが、これらは全て中間管理事業に絡む農地の合意解約となっております。その理由としては、借りている方の規模縮小とか耕作者を変更するため、そういった理由で今回合意解約となりました。両者の話し合いによる解約ですので、特に問題はないと思っております。</p> <p>皆様方のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

記 録

- 議長 ただいま説明のありました案件につきまして、質疑等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に、議案第28号「農地法第3条の3第1項の目的の買受適格証明願について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
受付番号の1番、2番、3番の説明をする前に、買受適格証明書の件について説明を行います。
この証明が出てくるのは、ほぼ10年ぶりです。これまでこの案件はありませんでした。これは、土地の所有者が今回亡くなっているんですが、この土地が国税局に差し押さえられております。国税局としては、今回公売にかけて、農地を売るために既にもう公告を行っております。その公告に対して、この3人の方が応じて公募に参加しようとしているんですが、農地を買うためには農業者という資格が必要です。そのために、農業委員会に農地を買い受けるために適格者であるという証明をするために、今回こういった申請が上がってきた次第です。
では、説明を行います。
まず1番、日向市塩見外1筆で、田の合計が966㎡です。所有者、買受希望者は議案書をご覧ください。買受希望者については、日向市内で果樹を大々的に栽培されている専業農家の方でございます。
続きまして、2番、日向市塩見、地目が田、地積が987㎡です。買受希望者は、この申請地の隣で施設野菜を栽培されている方です。今回、この申請地を落札した後は、ここにハウスをつくりたいということでした。経営面積は3,458㎡です。
続きまして、3番。日向市大字塩見外1筆で、地積が田の合計が2筆で794㎡です。買受希望者については、農業の傍ら、造園業も営まれている方でございます。今回、公売の公告を見られて、参加してみたいということで農業委員会に買受希望の証明願を出してきたものでございます。
以上3件、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
じゃ、事務局、説明をお願いします。
- 事務局 所有者のところの記述は議案書のとおりとなっておりますが、正確には管財人になりますので、また後ほど、ここは訂正をお知らせさせていただきたいと思っております。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。

記 録

議長	<p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告第15号から第23号について、事務局長から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。</p> <p>まず、報告第15号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では26ページです。</p> <p>共同住宅への転用であります。</p> <p>次に、報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では29ページです。</p> <p>届出の件数は14件。土地は田が9筆、畑13筆で、面積は5,082㎡であります。転用目的につきましては、住宅地、住宅用地取付け道路でございます。</p> <p>次に、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。</p> <p>相続による農地の権利取得の届出でございます。議案書の36ページからになります。届出の件数は1件で、土地は田が3筆、畑9筆で、面積が3,257.87㎡でございます。</p> <p>次に、報告第18号「農地改良届について」であります。議案書は39ページです。</p> <p>届出の件数は3件で、それぞれ盛土を行うという内容でございます。</p> <p>次に、報告第19号「取下書について」であります。議案書で41ページです。</p> <p>3月15日付で申請がございまして、この総会でご審議いただく予定でございましたが、必要書類が不備のままでしたので申請を一旦取り下げ、また今回上がっておりますが、そういうことになりました。</p> <p>次に、報告第20号「農地転用許可不要届出について」であります。議案書43ページです。</p> <p>これは、九州電力送配電株式会社による送電線建設に伴うものでございます。</p> <p>次に、報告第21号、議案書では47ページになります。</p> <p>これは、市の農業畜産課から提供された情報でございます。</p> <p>1件です。1筆1,011㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第21号別紙をご覧ください。</p> <p>次に、報告第22号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。</p> <p>これまで、4条申請、5条申請につきましては、宮崎県の許可通知を事務局が申請者に手渡すということで完結しておりました。しかしながら、これでは農業委員の皆さん、農業委員等に定期定例総会後のことでお伝えすることができないため、この総会から報告を行うことといたしました。</p> <p>内容は、1月の定例総会にて可決いたしました4条申請が1件、5条申請が2件であります。全て3月3日に許可をされております。</p> <p>続きまして、報告第23号「事務局職員の異動について」であります。</p>

記 録

事務局長 | もう皆さん既にご存じのこととは思いますが、4月1日付で事務局職員の異動がありましたので報告いたします。本来ならば、事務局職員の任免は総会の決定事項となっておりますが、昨年7月の臨時総会におきまして会長の専決事項といたしましたので、これに従いまして、ここで報告を行うものです。
以上、ご報告申し上げます。

議長 | ありがとうございました。
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
意見、質問もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。
本日は、ご協力ありがとうございました。